

個人住民税の特別徴収(給与天引き)を実施していない 事業主の皆様へ

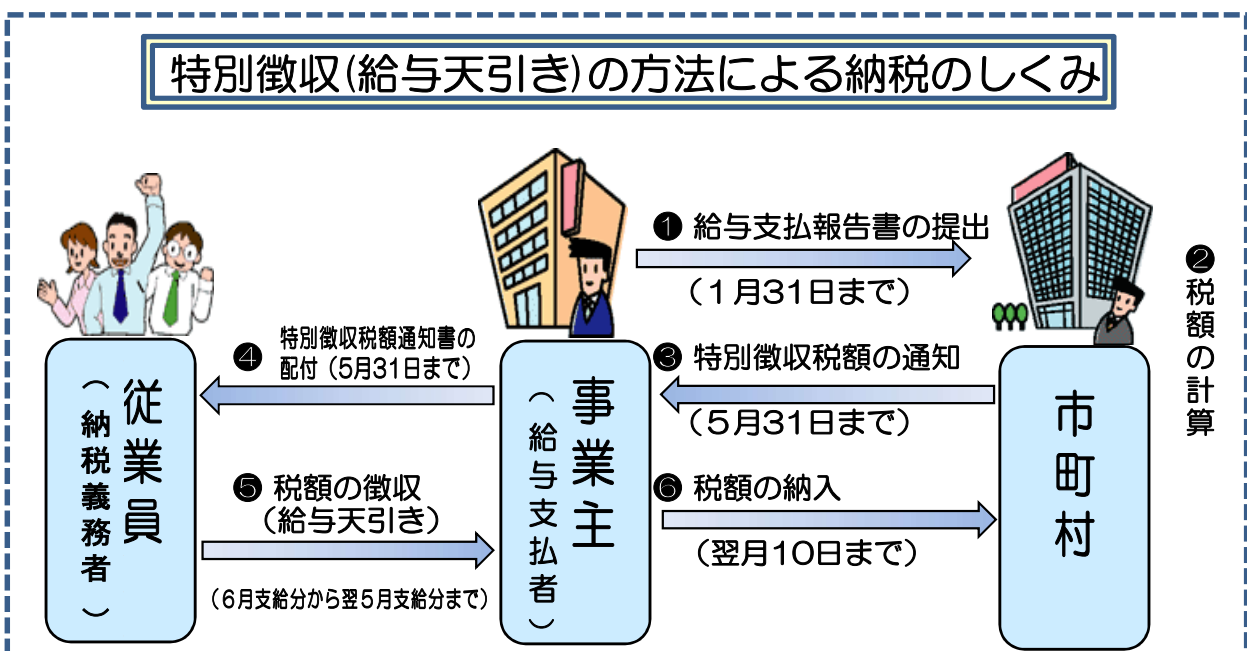
鹿児島県と県内全ての市町村からのお知らせ
県内の全市町村は、**平成27年度**
に 個人住民税特別徴収の対象となる
事業者を一斉に指定します。

◎個人住民税の特別徴収とは

- 事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である従業員等に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を徴収（給与天引き）し、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

◎特別徴収による納入方法

- 毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」と「納入書」を送付しますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村に納入していただきます。



こちらも御覧ください。鹿児島県ホームページ
「<http://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/tokubetsu.html>」

詳しくは、各市町村の住民税担当課(裏面)へお問い合わせください。

個人住民税の特別徴収に関するQ&A



Q 今まで普通徴収でよかったはずなのに、なぜ、これから特別徴収しないと
いけないのですか？ 何か制度が変わったのですか？

A 地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。

法令改正等があったわけではなく、今までも、この要件に該当する事業所については、特別徴収をしていただく必要があったのですが、それが徹底されていませんでした。



Q 特別徴収に切り替えることで、メリットは何かあるのですか？

A 次のように、いくつかのメリットがあります。

- ① 個人住民税の税額計算を市町村が行いますので、事業主は所得税のように税額計算をしたり、年末調整をする手間はかかりません。
- ② 事業主が市町村へ納入するので、従業員が金融機関や市町村窓口へわざわざ出向いて納付する必要がありません。
- ③ 従業員の方々が、年税額を4回に分けて支払う「普通徴収」に対し、特別徴収は年12回払いとなるため、1回当たりの納税額が少なくてすみます。



Q 特別徴収するためにはどうすればよいのですか？

A 毎年1月31日までに提出することになっている「給与支払報告書（総括表）」の特別徴収の欄に該当人数をご記入のうえ、各市町村に提出してください。5月31日までに各市町村から特別徴収税額を通知します。

※ 市町村によって様式が異なっている場合がありますので、御不明な点がございましたら、各市町村の個人住民税担当課にお問い合わせください。

この取組に関するお問い合わせ先

鹿児島県総務部 税務課(099-286-2196)、市町村課(099-286-2234)

| | | | |
|----------------|--------------|-------------|--------------|
| 鹿児島地域振興局 税務課 | 099-805-7221 | 大隅地域振興局 県税課 | 0994-52-2097 |
| 南薩地域振興局 県税課 | 0993-52-1317 | 熊毛支庁 県税課 | 0997-22-0006 |
| 北薩地域振興局 県税課 | 0996-25-5205 | 大島支庁 県税課 | 0997-57-7229 |
| 始良・伊佐地域振興局 県税課 | 0995-63-8126 | | |

具体的な手続きに関するお問い合わせ先（各個人住民税担当課）

| 市町村名 | 担当課 | 電話番号 | 市町村名 | 担当課 | 電話番号 | 市町村名 | 担当課 | 電話番号 |
|---------|------|--------------|------|-------|--------------|------|-------|--------------|
| 鹿児島市 | 市民税課 | 099-216-1176 | 奄美市 | 税務課 | 0997-52-1111 | 南種子町 | 税務課 | 0997-26-1111 |
| 鹿屋市 | 税務課 | 0994-31-1112 | 南九州市 | 税務課 | 0993-56-1111 | 屋久島町 | 税務課 | 0997-47-2111 |
| 枕崎市 | 税務課 | 0993-73-2175 | 伊佐市 | 税務課 | 0995-23-1311 | 大和村 | 住民税務課 | 0997-57-2111 |
| 阿久根市 | 税務課 | 0996-73-1203 | 始良市 | 税務課 | 0995-66-3111 | 宇検村 | 住民税務課 | 0997-67-2211 |
| 出水市 | 税務課 | 0996-63-4031 | 三島村 | 総務課 | 099-222-3141 | 瀬戸内町 | 税務課 | 0997-72-1116 |
| 指宿市 | 税務課 | 0993-22-2111 | 十島村 | 総務課 | 099-222-2101 | 龍郷町 | 町民税務課 | 0997-62-3111 |
| 西之表市 | 税務課 | 0997-22-1115 | さつま町 | 税務課 | 0996-53-1111 | 喜界町 | 税務課 | 0997-65-3686 |
| 垂水市 | 税務課 | 0994-32-1114 | 長島町 | 税務課 | 0996-86-1172 | 徳之島町 | 税務課 | 0997-82-1111 |
| 薩摩川内市 | 税務課 | 0996-23-5111 | 湧水町 | 税務課 | 0995-74-3111 | 天城町 | 税務課 | 0997-85-5345 |
| 日置市 | 税務課 | 099-248-9412 | 大崎町 | 税務課 | 099-476-1111 | 伊仙町 | 税務課 | 0997-86-3111 |
| 曾於市 | 税務課 | 0986-76-8804 | 東串良町 | 税務課 | 0994-63-3109 | 和泊町 | 税務課 | 0997-84-3514 |
| 霧島市 | 税務課 | 0995-64-0884 | 錦江町 | 住民税務課 | 0994-22-3037 | 知名町 | 税務課 | 0997-84-3154 |
| いちき串木野市 | 税務課 | 0996-33-5616 | 南大隅町 | 税務課 | 0994-24-3116 | 与論町 | 税務課 | 0997-97-3111 |
| 南さつま市 | 税務課 | 0993-53-2111 | 肝付町 | 税務課 | 0994-65-8414 | | | |
| 志布志市 | 税務課 | 099-474-1111 | 中種子町 | 税務課 | 0997-27-1111 | | | |

鹿児島県個人住民税特別徴収
適正実施連絡会議